

議案第 5 0 号

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市公共下水道事業排水区域における負担区の名称及び単位負担金額を定めることに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例（平成１９年北名古屋市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条の表に次のように加える。

第２負担区	４００円
-------	------

附 則

この条例は、令和元年７月１日から施行する。